



**児童扶養手当  
母子・父子家庭医療費  
助成制度**

**児童扶養手当**

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(または、20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※遺族年金等の公的年金を受け取る資格がある方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

**対象**

- ◎父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じくしていない児童
- ◎父または母が死亡した児童
- ◎父または母が重度の障害者である児童
- ◎父または母の生死が明らかでない児童
- ◎父または母から1年以上遺棄されている児童
- ◎父または母がDV防止および被害者保護に関する

法律の規定による保護命令を受けた児童

◎父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

◎婚姻によらないで生まれた児童

◎父・母ともに不明である児童(孤児等)

※手当を受給してから5年を経過した時(手当を受給してから5年を経過していないことも、支給要件である離婚や死別などから7年経過した時は、手当額の一部が支給停止となる場合があります)。

**母子・父子家庭医療費**

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。健康保険等により、本人の負担する額から、入院の場合、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

**児童扶養手当月額(物価スライド等により改定される場合があります)**

〈本体額〉	
全部支給	42,500円
一部支給	42,490円~10,030円
〈第2子加算額〉	
全部支給	10,040円
一部支給	10,030円~5,020円
〈第3子以降加算額〉	
全部支給	6,020円
一部支給	6,010円~3,010円

子育て支援課(内線2512) 各総合支所保健福祉課

**地域福祉活動団体  
などへ助成金**

市内で福祉支援活動を行っている団体等に対し、助成を行っています。

希望する場合は、申請手続きが必要ですので、事前に問い合わせください。 ※他から助成を受けている団体等には助成できません。

助成金額 上限5万円  
受付期限 5月31日(木)

市福祉総務課(市福祉総務課内線2462)



**雨水利用タンク設置  
補助金を交付**

5月14日(月)~平成31年3月29日(金)(予算がなくなり次第終了)

市内に住所を有する個人または市内に事業所などを置く法人で、平成30年4月1日以降に市販されている80リットル以上の雨水利用タンク(雨水貯留槽)を設置した方、または平成29年度中に同様の設置を完了し、この補助をまだ受けていない方。住宅または事業所1棟

につき1基までを対象とします。雨水タンクのメリット ①水を庭木に利用することにより、水道料金の節約になります。 ②災害などの断水時に、貯めた雨水をトイレなどの雑用水に利用できます。 雨水タンクの購入設置費用含む費用の2分の1(上限は3万円)



**平成30年度障害者社会参加促進事業・自発的活動支援事業の補助金申請**

障害のある方が自立した日常生活および社会生活が営むことができるよう社会参加活動や地域における自発的な活動を支援する団体等に補助金を交付しています。

補助対象要件			補助上限額
事業内容	参加人数	対象団体	
社会参加促進事業 ・障害者等スポーツ大会 ・障害者等レクリエーション大会 等	15人以上 (障害者等の人数)	・市内の障害者等団体 ・市内に活動拠点がある障害者等の支援団体	参加人数により 50,000円~ 100,000円
自発的活動支援事業 ・地域での障害者等の災害対策活動や見守り活動 ・ボランティア養成等の活動	6人以上 (支援者、ボランティア等)	対象事業を実施する市内の団体またはグループ(福祉サービスを提供する法人を除く)	30,000円
・障害者やその家族の情報交換ができる交流活動 ・権利や自立のために社会に働きかける活動 ・その他 障害者等や地域住民が自発的に行う活動	6人以上 (3人以上の障害者と支援者、ボランティア等)		

- この補助金交付事業は、障害者総合支援法により定められた地域生活支援事業として実施するものです。 ※障害者施設等を運営する法人が施設内で実施する行事等は、対象外となります。
- 今年度の申請期限は、5月末となります。詳しい要件や申請手続きは、問い合わせください。

障害福祉課(内線2483)

**太陽光発電システム  
設置に補助金を交付**

5月14日(月)~平成31年3月29日(金)(予算がなくなり次第終了)

対象  
・太陽光発電システム：平成30年4月1日以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成29年度中に同様の太陽光受給契約を締結し、この補助をまだ受けていない方

定置用蓄電池およびHEMS：平成30年4月1日以降に設置を完了した方、または、平成29年度中に同様の設置を完了し、この補助をまだ受けていない方

※新設が対象で、増設などは対象外となります。

**冷蔵庫・エアコンなど  
家電は回収不可**

申請方法  
申請書に必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留など配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

環境課(内線3368)

家電リサイクル法およびパソコンリサイクル制度により、家電製品を市は回収できません。

家電製品の処分は、家電小売店または廃棄物処理の許可業者へ処分を依頼するか、郵便局でリサイクル料金を支払い自分で指定取引場所(斎武商店 093-5111)へ運搬することになります。

家庭用パソコンの処分は、製造元に問い合わせください。 なお、自作やメーカーが不明なパソコンは、パソコン3R推進協会へ問い合わせください。 また、家庭用パソコンのうち、ノートパソコンは小型家電リサイクルの対象品目です。お近くの小型家電リサイクルボックスへ入れることも可能です。



**洪水情報が緊急速報  
メールで発信されます**

申請資格  
◆一般墓所(4m墓所)  
次の要件を全て満たす方  
・2月14日以前から市内に住所を有する方で、墓所の祭し者  
・申請者(家族を含む)が墓所(納骨堂は含まない)を有していないこと。ただし、網地島および田代島に墓所を有している方は申し込みができます。

昨年、国が管理する北上川下流、旧北上川、江合川で、氾濫する危険が高まった時に、緊急速報メールでその周辺にいる人に氾濫の危険をお知らせする情報が自動で発信されるようになりました。

国土交通省ホームページ「川の防災情報」では、今後の川の状況や近くの川の様子をすぐに知ることができ

ます。

申請書配付期間  
5月14日(月)~18日(金)  
午前9時~午後5時  
受付期間  
5月21日(月)~25日(金)  
午前9時~午後5時  
申請書配付受付場所  
市役所3階 環境情報センター  
※各総合支所および支所で申請書の配布・受け付けは行いません。また、郵送での申請は受け付けません。

**石巻第二霊園墓所  
申込受付開始**

抽選会場  
市役所3階 環境情報センター  
使用料および管理料  
○一般墓所(4m墓所)  
使用料 360,000円  
管理料(5年分) 18,000円  
○個別集合墓所  
使用料 96,000円  
管理料(永代で一括) 90,000円  
環境課(内線3365)

申請書配付期間  
5月14日(月)~18日(金)  
午前9時~午後5時  
受付期間  
5月21日(月)~25日(金)  
午前9時~午後5時  
申請書配付受付場所  
市役所3階 環境情報センター  
※各総合支所および支所で申請書の配布・受け付けは行いません。また、郵送での申請は受け付けません。

申請資格  
◆一般墓所(4m墓所)  
次の要件を全て満たす方  
・2月14日以前から市内に住所を有する方で、墓所の祭し者  
・申請者(家族を含む)が墓所(納骨堂は含まない)を有していないこと。ただし、網地島および田代島に墓所を有している方は申し込みができます。

焼骨を有する方(死体(胎)埋・火葬許可証または寺院などからの焼骨の埋・収蔵の確認書が必要)。ただし、東日本大震災で遺体が発見されずに死亡認定を受けた方のご遺族は申し込みができます。

住所を有する方で、次のいずれかに該当する方  
・申請者が自己のために使用する時  
・申請者が、保有している親族等の遺骨を埋蔵するために使用する時  
抽選日時  
○一般墓所(4m墓所)  
6月2日(土)午前10時  
○個別集合墓所  
6月2日(土)午後1時30分

## 5月20日(日)は市議会議員一般選挙の投票日です

### 投票できる方(主な要件)

平成12年5月21日以前に生まれた方で、平成30年2月12日以前から石巻市に住所を有する方。市外へ転出された方は投票できません(転出先の市町村にまだ転入されていない方は投票できます)。

投票時間 午前7時～午後8時(一部の投票所を除く)

一部の投票所を次のように変更いたしました。

投票区	変更前	変更後
田代島地区	田代島開発総合センター	旧中央児童館(泉町一丁目1-2)
牡鹿新山地区	牡鹿保健福祉センター	新山集会場(新山浜台15)
網地島地区	石巻市網地島開発総合センター	牡鹿保健福祉センター(鮎川浜清崎山7)

※田代島・網地島地区内には投票日当日に投票所を設置していましたが、投票箱の送致が天候に左右され、大きな影響を与える恐れがあったことから、田代島内の投票区を第1投票区(旧中央児童館)に、網地島内の投票区を第181投票区(牡鹿保健福祉センター)に編入しました。投票日当日は入場券へ記載された投票所にて投票をお願いします。なお島内へ期日前投票所を設置しますので、投票日当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

### 期日前投票

- ①市役所5階市民サロン、各総合支所、渡波支所、蛇田公民館  
5月14日(月)～19日(土) 午前8時半～午後8時
- ②稲井支所、荻浜支所  
5月14日(月)～19日(土) 午前8時半～午後5時
- ③イオンモール石巻 1階催事場(緑の広場)  
5月17日(木)～19日(土) 午前9時30分～午後7時
- ④石巻専修大学 学生食堂  
5月14日(月) 午前9時30分～午後6時
- ⑤仮設南境第4団地集会所  
5月15日(火) 午前9時30分～午後4時
- ⑥田代島開発総合センター、長渡地区振興会館、網地自治会館  
5月18日(金) 午前8時30分～午後6時

※入場券が届いている方は、持参願います。

※詳しくは、別途配布した選挙啓発チラシをご覧ください。

選挙管理委員会事務局(内線5822)



## 固定資産税・都市計画税のお知らせ

### 納税通知書を発送します

平成30年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(火)に発送します。

### 納期限

第1期 5月31日(木)

第2期 7月31日(火)

第3期 11月30日(金)

第4期 平成31年2月28日

記載内容は平成30年1月1日現在の資産状況となっておりますので、異なる場合はご連絡ください。

固定資産税・都市計画税のあらましについては、ホームページをご覧ください。

### 津波被害による減免

東日本大震災による津波により被害を受けた区域のうち、一定の要件に該当する区域に適用している固定

資産税の減免については、引き続き被災者の方々の負担軽減を図るため「平成30年度固定資産税減免区域」の範囲で減免を行いません。減免申請書の提出は不要です。詳しくは納税通知書をご確認ください。

### 飲酒運転の根絶を

毎年5月22日は飲酒運転根絶の日。そして毎月22日

は、飲酒運転根絶運動の日です。死亡事故等の重大事故に直結する飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを市民一人一人が理解し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転を根絶するための3つの約束  
・運転するときは酒を飲まない!  
・酒を飲んだら、運転しない!  
・運転者に酒を出さない!  
・運転者に酒を出さない!  
・防犯推進課

軽自動車税の納税通知書を発送

5月1日(火)に納税通知書を発送します。納期限は5月31日(木)です。

通知書が届かない場合は、問い合わせください。

減免申請  
身体あるいは精神に障害のある方が使用する軽自動車に一定要件に該当する場合、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

申請に必要なもの  
車検証、運転免許証、身体障害者手帳・療育手帳等、印鑑、マイナンバーカード(または通知カード)  
申請期間  
5月1日(火)～24日(木)  
市民税課  
(内線3101)  
各総合支所市民生活課各支所

市・県民税特別徴収の税額決定通知書を発送  
市・県民税特別徴収税額決定通知書を事業所(給与支払者)へ5月15日(火)に発送の予定です。

代理人による住民票の申請  
住民票の申請を代理人に依頼する場合は、委任状が必要ですが、またマイナンバー・住民票コード入りの住民票の場合、窓口での交付はできません。

寄り添う心大事に  
「自分の糧となる」と思い自ら派遣を志願して5年が経ちました。「果たして役に立てたのか」と自問自答の日々です。

資産税課  
まつした けんいち  
松下一 賢一 さん 53歳  
鹿児島県薩摩川内市から派遣

空間放射線量の測定結果  
(単位:マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校 (敷地)	0.04～0.08	3/6～3/28
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園 (敷地)	0.04～0.07	3/6～3/29
公共施設等(ホットスポット調査)	0.04～0.09	3/1～3/27
牡鹿地区集落	0.04～0.15	3/6～3/19

国民健康保険の喪失届忘れていませんか?  
国保加入者が会社の社会保険等、国保以外の健康保険に加入した場合には、国保の喪失手続きが必要です。喪失手続きをしないと国保は加入したままとなり、保険税も課税されたままとなります。

防災ラジオテスト放送  
5月11日(金)午後3時ごろ  
3月の測定結果  
除染等が必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えるような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

復興公営住宅(半島沿岸部)の入居者募集  
半島沿岸部の防災集団移転団地に整備した住宅のうち退去により空き室となった住戸の入居者を募集します。被災前のコミュニティに配慮し、優先順位を設けています。

住宅名	小竹浜復興住宅	牧浜復興住宅
所在地	小竹浜字山居山2-3	牧浜字竹浜道19-3
戸数(構造)	1戸(木造・平屋建・戸建)	1戸(木造・平屋建・戸建)
間取り	1LDK(1人以上)	2LDK(2人以上)
家賃月額	5,800円～50,200円	6,600円～56,900円
管理開始	平成28年2月6日	平成28年9月3日
申・問	市役所3階事前登録相談窓口 ☎90-8041	

住宅名	福貴浦復興住宅	熊沢復興住宅
所在地	福貴浦字土手30-12	雄勝町熊沢字大畑1-13
戸数(構造)	1戸(木造・平屋建・戸建)	1戸(木造・平屋建・戸建)
間取り	1LDK(1人以上)	1LDK(1人以上)
家賃月額	5,600円～48,100円	5,500円～47,800円
管理開始	平成28年10月1日	平成27年11月20日
申・問	市役所3階事前登録相談窓口 ☎90-8041	雄勝総合支所 地域振興課 ☎57-2111

防災「合言葉」受賞作品  
最優秀賞  
石巻市イメージキャラクター

来ないはず はずを捨てて 高台へ  
みねい りんか  
万石浦中学校3年 峯井 凜桜

学校安全推進課(内線5082)  
平成29年度石巻市学校防災推進会議

### 震災移転再建時の水道加入金免除

震災で住居などを移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象 給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居などが被災した方で、移転再建の際に、新たな給水装置の設置と同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅など、すでに加入手続き済みの物件を購入の場合、免除の対象外です。

免除期限 平成33年3月31日

石巻市心身の復興事業に応募する方を対象に事業説明会を開催します。

### 心の復興事業説明会

5月11日(金)午後2時  
ところ 市役所4階庁議室  
申込期限 5月10日(木)17時

※応募する方は説明会への参加が必須です。要電話予約

### マイナンバーカード申請のお手伝い

5月10日(木)からマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影と、オンライン申請のお手伝いを開始します。

※要電話予約  
とき 平日午前8時30分～午後5時

ところ 市民課9番窓口  
必要なもの

①通知カードと一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」  
②本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真がないものは2点)

証など顔写真付きのものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真がないものは2点)

### 証明書のコンビニ交付は7月1日(日)開始予定

マイナンバーカード(顔写真入りのカード)を利用して全国のコンビニエンスストアなどで各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を7月1日(日)に開始する予定です。

取得できる証明書  
・住民票の写し  
・印鑑登録証明書  
・戸籍証明書、戸籍の附票の写し

課税(非課税)証明書  
※内容によって取得できないものがあります。

被災者生活再建支援制度の加算  
お済みですか

東日本大震災による被災者生活再建支援制度加算支援金の申請期限は平成31年4月10日(水)です。

一度も申請していない世帯の方は、早めの申請をお願いします。詳しくは問い合わせください。

支給対象 被災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入・補修、賃借)の契約が済んでいる世帯

プレハブ仮設住宅から退去する時は仮設住宅返還の手続きを

プレハブ仮設住宅から引越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎9215901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、仮設住宅返還を提出してください。

9215901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、仮設住宅返還を提出してください。

### 建築物等耐震対策助成事業

危険ブロック塀等除却事業  
通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。

木造住宅耐震診断助成事業  
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(用途構造に制限があります)の耐震診断を希望する場合、耐震診断士を派遣し、その費用の一部を助成します。

小規模補修補助を  
始めます

津波浸水区域内の被災住宅の小規模な補修に対して費用補助をします。この補助は工事着手前に事前申請が必要となります。

被災者生活再建支援制度の加算  
お済みですか

東日本大震災により、生活再建支援制度の加算支援金を受給している方

補助金額 50万円を上限  
(応急修理制度未利用の場合76万円を上限)

補助対象 地元工務店組合加盟または市の登録業者が施工する建物の補修工事。

己負担となります。  
申請期限 平成31年3月15日

### 台湾東部地震義援金への協力ありがとうございました

皆さんから寄せられた義援金74万4,251円は台北駐日経済文化代表処へ送りました。皆さんの温かいご支援に心から感謝申し上げます。

福祉総務課  
(内線2462)

完了期限 平成31年1月31日  
受付期間 5月1日(火)～12月7日(金)

予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

建築指導課  
(内線5679)

市生活再建支援課  
(内線3955)

福祉総務課  
(内線2462)



## 復興特区による税制優遇制度

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができますので、ぜひ活用ください。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業など
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業など
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域などの一部	自動車や高度電子機械、食料品などの製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業など
税制特例の内容	①新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ ②新規取得設備の特別償却または税額控除 新規取得などした建物・機械などについて、特別償却または税額控除 ③被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除 ④研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除 ⑤地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。 ※①～③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。 ④は併用することができます。		

商工課(内線3524)

## 「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

とき	ところ
5月20日(日)	午前10時～午後4時 市役所3階36番窓口
6月8日(金)・23日(土)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353(通話無料) 午前9時～午後5時(祝日を除く)  
市生活再建支援課(内線3955)

## 「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※以下の場合には申請対象外となります。ご注意ください。  
被災時に住宅を所有していなかった場合・賃貸にお住まいだった場合・消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など  
※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
5月20日(日)	午前10時～午後4時 市役所3階36番窓口
6月8日(金)・23日(土)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460(通話無料) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)  
市生活再建支援課(内線3955)

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成30年3月末現在
直接死 3,279人 関連死 275人 行方不明者 422人
※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方 ※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方